

水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者  
協議会（第7回）ガイドライン関係

事務局資料  
2021年10月29日  
NTTデータ経営研究所

# 第6回有識者協議会における委員の主な発言と 対応方向

# 第6回有識者協議会における委員の主な発言と対応方向【データ利活用】

	第6回協議会での委員の主なご発言	左記を踏まえた対応方向（案）
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 冒頭に「ガイドラインの目的・概要」を記載し、その次に意義という流れだと、ガイドラインを読むかの判断に繋がる。</li> <li>● 最初に目指すべき水産業の未来像を示し、その実現のためにデータ利活用が必要、という流れがよい。</li> <li>● データは営業秘密に該当しない限り保護されない。何が当事者にとって公平で保護されるのかを明確にしたい。</li> <li>● スマート水産業の推進においては、資源評価・管理への取組と、成長産業化とを両輪として進めることが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ガイドラインの冒頭に、目的と概要（目指すべきスマート水産業の未来像と、その実現のためのデータ利活用の必要性、ガイドラインの位置付け）を記載。</li> <li>➤ ガイドラインにおいて、当事者にとって保護される点、留意すべき点などについて明確に記載する。</li> </ul>
用語・場面の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「利用」は①業務遂行にあたってのデータの利用と②受託者の独自の利用目的での利用とを明確に記載すべき。</li> <li>● 「漁獲成績報告」は「行政報告」を意味することが多いため、行政報告に関する説明と分けて整理したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 2つの「利用」について明確に分けて整理する。</li> <li>➤ 利用場面の用語の整理とともに、行政報告に関する説明と分けて整理する。</li> </ul>
データ項目の明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報を誰から誰に渡すときに、どのようなデータ項目が想定されているかが分かるようにしてほしい。</li> <li>● 提供すべきデータについてガイドラインで示せると、現場の不安が少なくなるだろう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ データの流れの中で、具体的にどのようなデータ項目のやりとりが想定されるかについても分かるように整理する。</li> </ul>
ガイドラインのまとめ方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資料を見てシステム設計に反映できるようにまとめてほしい。</li> <li>● 使いやすい工夫も検討してほしい。</li> <li>● 規制面よりもデータの「活用」の方向でまとめてほしい。</li> <li>● 現場関係者に丁寧に説明し取り残さないようにしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 漁業者にとって分かりやすく、使いやすいガイドラインとなるよう工夫する。</li> <li>➤ ガイドラインの作成・周知において、現場との意見交換を丁寧に行う。</li> </ul>

# 【参考】第6回有識者協議会で委員等から頂戴した主なご意見【データ利活用】

第6回有識者協議会では、委員等から、ガイドライン案（前半）のご説明に関してご意見をいただきました。

## ガイドライン案（前半）のご説明に関するご意見

### （ガイドラインの目的）

- ガイドラインの冒頭に「**ガイドラインの目的・概要**」を記載し、その次に意義という流れになると、読むかどうかの判断に繋がるのではないかと。
- **最初に目指すべき水産業の未来像**を示し、その実現のためにデータ利活用が必要、という流れの方がよいのではないかと。
- データは法律的には営業秘密に該当しない限り保護されない。ガイドラインによって、**何が当事者にとって公平で保護されるのか**を明確にしていきたい。
- スマート水産業の推進においては、**資源評価・管理への取組と、成長産業化とを両輪**として進めることが重要。現時点でのガイドラインのゴールを前者に置くのであれば、養殖は主として後者を目指すものであるため、初版作成後に拡充していけばよい。両輪のためにガイドラインが活用されることが重要。

### （用語・場面等の整理の明確化）

- 「**利用**」には、**①業務遂行にあたってのデータの利用と、②受託者の独自の利用目的での利用の2つ**があるので、これらを明確に記載した方がよい。
- 「漁獲成績報告」と言うと「行政報告」を意味することが多いため、利用場面の用語の整理とともに、行政報告に関する説明と分けて整理したい。

### （想定されるデータ項目の明示）

- 情報を誰から誰に渡すときに、どのようなデータ項目が想定されているかが、データの流れの中で分かるようにしてほしい。
- 提供すべきデータについてガイドラインで示せると、現場の不安が少なくなるだろう。

### （ガイドラインのまとめ方）

- システム設計の観点からも、図で分かりやすく解説できることは重要である。資料を見てシステム設計に反映できるようにまとめてほしい。
- ガイドラインを利用してもらうため、利用パターンの整理とともに、使いやすい工夫（例えば場面別の逆引き等）も検討してほしい。
- データ利活用の規制面が強く出ている印象があるが、日頃のやりとりを通じて得られたデータを「活用」に繋げていけるようにまとめてほしい。
- ガイドラインの実行者である生産者に付いてきてもらうため、**現場関係者への丁寧な説明**により、誰も取り残さないようにしてほしい。

## ガイドライン案の概要

今回は「第3 水産分野におけるデータ利用関係の特徴」の内容を作成した。

- 第1. 総論
- 第2. 水産分野のデータ提供関係における基本的事項
- 第3. 水産分野におけるデータ利用関係の特徴
  - 1 一般的なデータ利用関係とその対応
  - 2 水産分野で取り扱われるデータとその利用場面
    - (1) 水産分野で取り扱われるデータの内容
    - (2) 水産分野でのデータの利用場面
  - 3 水産分野におけるデータの特徴
    - (1) 漁業に係るノウハウの多くが法律上権利化されていない
    - (2) 漁業者の多くが個人であるため、活用されるデータの内容や状況によっては、個人情報や個人事業主としてのデータとして取り扱う場合がある。
    - (3) 漁業協同組合を経由してデータ提供がなされるケースが多い
    - (4) 漁業者・漁協にクローズドな利用関係が多い
    - (5) 漁業政策上用いられるデータの要請が大きい
  - 4 水産分野におけるデータ利用関係のルールの方針
    - (1) 水産分野におけるデータの特徴を踏まえた利用ルール
    - (2) 他のガイドラインを踏まえた水産分野における利用関係に関するルール

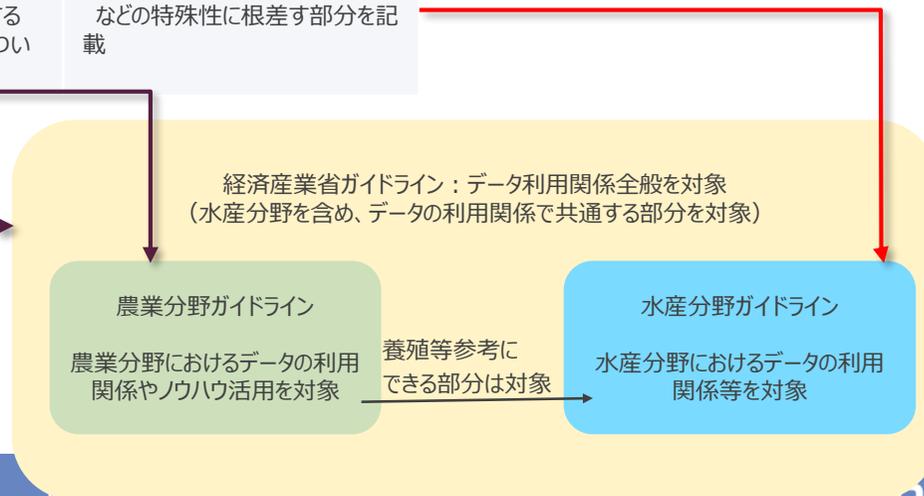
# ガイドライン案の概要

## 1 一般的なデータ利用関係とその対応

- 一般的なデータの利用関係においては、経産省ガイドラインが適用され、農業全般については農業分野ガイドラインが適用される。
- 本ガイドラインでは特に水産分野における利用関係の特殊性が認められる部分を中心に記述

	経済産業省ガイドライン	農業分野ガイドライン	水産分野ガイドライン
対象となるデータ利用関係	一般（特定の利用関係を想定していない）	農業分野におけるデータの利用関係（農業分野の特殊性のある部分を対象とする）	水産分野におけるデータ利用関係（水産分野の特殊性のある部分を対象とする）
主な利用者	データ利用関係に基づいて取決めを行う者全般	農業関係者（農業従事者、農業団体）、研究開発機関、民間事業者、行政機関等	漁業関係者（漁業者、漁業協同組合）研究開発機関、民間事業者、行政機関等
ガイドラインにおいて保護すべき知的財産等	データ（派生データ含む）等	データ、農業関係者のノウハウ	データ、漁業関係者のノウハウ、ノウハウに該当しない情報
水産分野におけるガイドラインとの関係	産業横断的に適用すべき部分は採用する	例えば養殖漁業、栽培漁業など、「育てる漁業」の部分については、農業分野のガイドラインを参考にする ※例：ノウハウ部分の保護について	データ提供者における特徴（個人情報性、漁業協同組合等）などの特殊性に根差す部分を記載

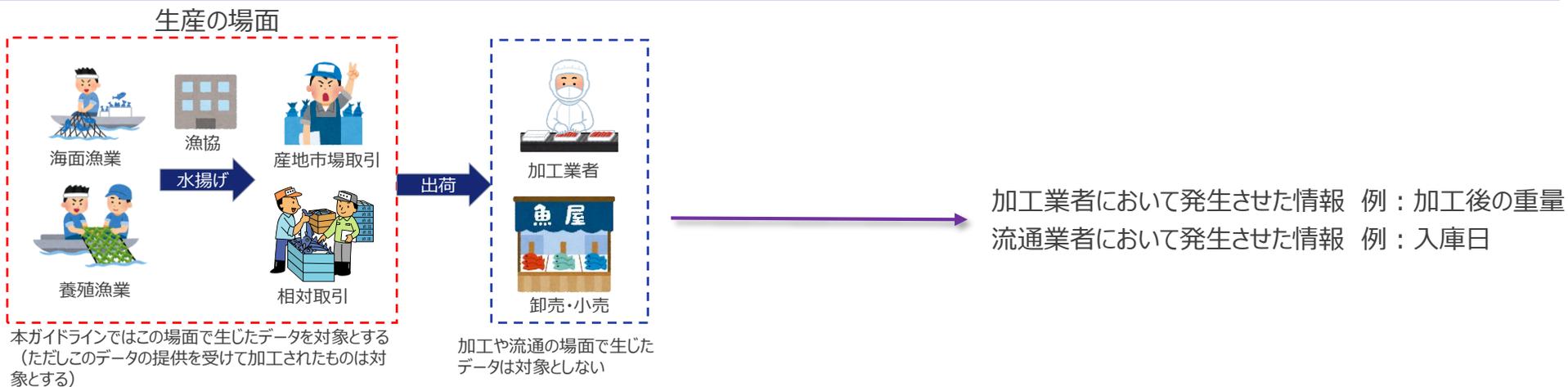
※水産分野のデータ利用関係においても、水産分野の特殊性がないものについては、経産省ガイドライン、農業分野ガイドラインを参照することになる。



# ガイドライン案の概要

## 2. 水産分野で取り扱われるデータとその利用場面

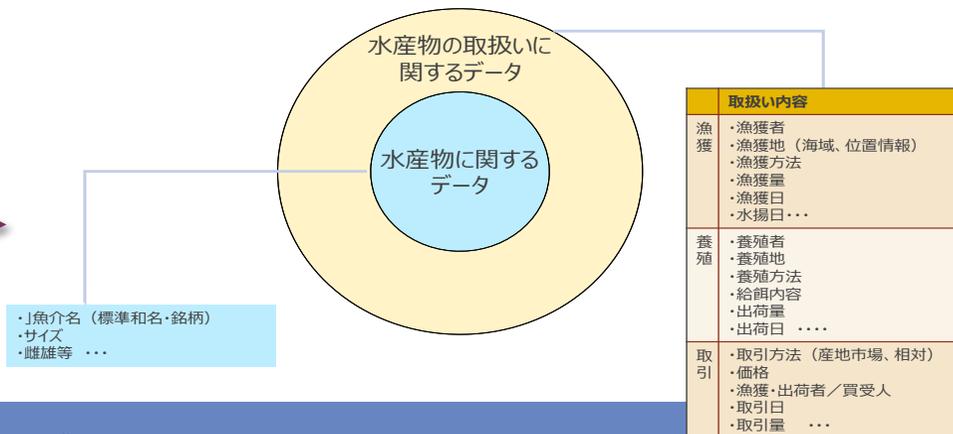
- 生産の場面とは、漁業・養殖業の現場、およびこれを水揚げした漁獲物について、産地市場で行われる取引や、相対での取引などを想定。
- 水産物に関するデータは、水産物自体のデータと、これの取扱いに関するデータを想定。漁業者等に関するデータについても、水産物に関しないもの（例 共済）は対象としない。



具体的には、

- ・水産物に関するデータ
- ・水産物の取扱いに関するデータ

が対象となる

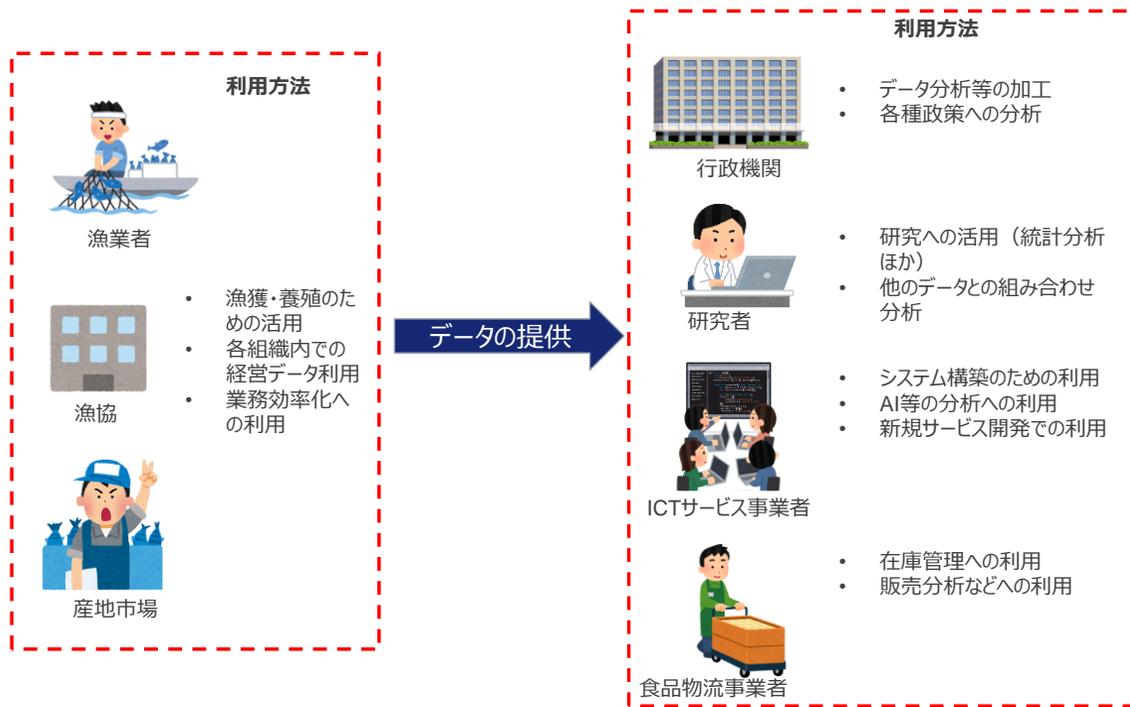


# ガイドライン案の概要

## 2. 水産分野で取り扱われるデータとその利用場面

- 各利用場面におけるデータの利用方法については、本ガイドラインでは限定していない。
- 流通事業者がデータを提供し、流通事業者がこのデータに対する加工を行う（例えば出荷元都道府県の集計）場合も含む

### データの利用方法



## 3. 水産分野におけるデータの特徴

- 水産分野のデータのうち、特に生産に係る分野において生成・活用されるデータについては、以下のような特徴を有している。
  - データで保護される経済的利益の多くが法律上、権利化されていない
  - 個人である漁業者の多いため、活用されるデータについて、「個人」「事業主」の両面からの対応が必要
  - 漁業者から漁業協同組合（漁協）を経由する場合が多い。一方スマート水産業では漁業者個人からのデータ提供も重要。両者の関係を考慮する必要がある。
  - 漁協については、漁業者の生産者組織という側面と、産地市場の経営管理という側面など、複数の側面を有することがある。
  - 漁業者から見てクローズなデータ提供関係が多かったため、提供者が想定していない利用や流出といった事態は生じにくい。そのため、詳細な取決め等もなされてこなかったが、スマート水産ではこの部分への対応が重要。
  - 漁業政策上用いられるデータの要請が大きい。
  - データ提供範囲等についての政策的な制限の要請が高い
- 水産分野におけるデータの保護のあり方を考える場合には、上記の要請を踏まえて、データ提供を行う漁業者等の利益を損なわないことに留意した対応が求められる。

## 4. 水産分野におけるデータ利用関係のルールの方針

### (1) 水産分野におけるデータの特徴を踏まえた利用ルール

#### ① 漁業における事実上の利害関係を踏まえた利用ルールのあり方

##### 契約等による保護

- スマート水産業において懸念されるのは、漁場等の情報を直接提供する場面であっても、その流出が懸念されることで、生産者等から提供されず、生産者等のデータの高度な活用ができず、結果として漁業全体に活かされないこと
- 生産者等から直接提供される場面においては、漁場の情報等、直接営業秘密により保護されないものであっても、提供先に対して営業秘密と同様に取り扱うことを契約において示すことが重要
- 第三者への提供の場合には、提供するデータを契約で秘密して取り扱うだけでなく、提供するデータ自体を加工するなどにより、流出した場合のリスクに備えることも想定される

##### 営業秘密による保護

- 水産の生産の場においては「秘密管理性」を満たすことが、難しいことが多いが、営業秘密の要件を満たす場合には、これによる保護も重要。
- 契約を締結したうえで、補完的に営業秘密でも保護されるよう、その要件を満たしうるか検討するなどが想定できる。

## 4. 水産分野におけるデータ利用関係のルールの方針

### (1) 水産分野におけるデータの特徴を踏まえた利用ルール

## ② 多様な漁業形態を踏まえた利用ルールのあり方

### 漁業における利用ルール

- 海面漁業の場合には、データの収集・創出という観点から見ると、操業自体は一般的な事業活動との間に大きな違いは見られない
- 契約内容を考える際に、経済産業省ガイドラインを参照することにより、データの利用関係等を整理することができると考えられる
- 漁法等のデータ項目は、漁獲区域等と組み合わせることにより、操業者を容易に特定しやすい場合があるため留意が必要

### 養殖における利用ルール

- 農業におけるビジネスモデルと同様であることが多く、基本的には農業分野におけるガイドラインを参照することにより、データの利用関係やノウハウの利用関係のルールの策定を、データ提供を行う生産者等と相手方で行うことができる。

## 4. 水産分野におけるデータ利用関係のルールの方針

### (1) 水産分野におけるデータの特徴を踏まえた利用ルール

## ③ 個人情報となりうる可能性のある情報を加味した利用ルールのあり方

### 個人情報保護法上の対応

- 生産者等が提供するデータに個人情報が含まれている場合には、データ提供契約と併せて、個人情報保護法上の対応として、個人情報の主体である者から、各種同意を取得することが求められる
- 第三者提供に際しては、その同意取得の意義について留意



法律関係の場面		漁業者	漁業協同組合	データ利用者	データ利用者
個人情報提供関係 (漁業者が個人の場合)	位置づけ	データ提供元 (漁業者基準)	データ受領者 (漁業者基準)	第三者 (漁業者基準)	第三者 (漁業者基準)
	必要書類等 ※	なし (同意等)	個人情報取得・利用同意書 第三者提供の同意 (利用同意書に含める)	再提供する場合には、当初の同意書に含める	—
	法令上の義務	—	利用目的の同意 (19条) 第三者提供の同意 (32条)	取得情報の管理義務	取得情報の管理義務
漁協保有データの提供関係	位置づけ	—	提供元 (漁業協同組合基準)	データ受領者 (漁協基準)	第三者 (漁協基準)
	必要書類	—	データ提供契約 (但し漁業者の事前同意の範囲が原則)	データ提供契約	データ提供契約

① ② ③

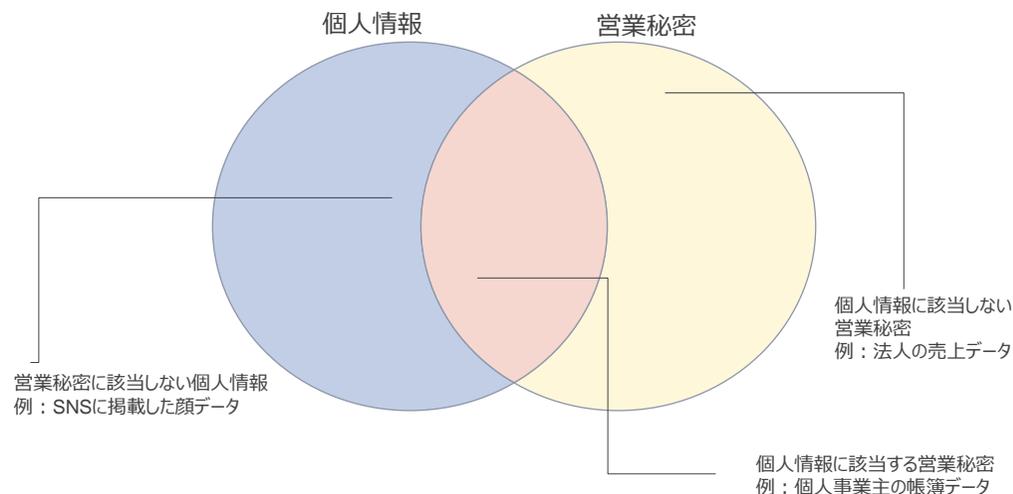
## 4. 水産分野におけるデータ利用関係のルールの方針

### (1) 水産分野におけるデータの特徴を踏まえた利用ルール

#### ③個人情報となりうる可能性のある情報を加味した利用ルールのあり方

##### 個人事業主における営業情報と個人情報

- 漁業者が個人である場合には、漁業者の操業等の情報は個人情報となるが、一方で個人事業主であるため事業に関する情報については、営業秘密として保護できるものも含まれている
- 個人事業主である漁業者からデータ提供を行う際の契約内容を判断する場面では、営業秘密に該当するものがあれば、これに従うとする内容のほうが、漁業者の保護に資する場合がある。



## 4. 水産分野におけるデータ利用関係のルールの方針

### (1) 水産分野におけるデータの特徴を踏まえた利用ルール

#### ④ 漁業協同組合等の関与を想定した利用ルールのあり方

- 生産の場面でデータ生成する場合、基本は漁業者によるものであるが、漁業者が提供するデータについては、必ずしも漁業者が提供主体になるとは限らず、漁業協同組合が提供を担うことが多い
- 漁業者が産地市場に水揚げする場合、産地市場において計量される水産物のデータや、競り等により売買された結果に関するデータは、産地市場や漁業協同組合との共同創出であると考えられる場面もある
- 漁業協同組合が漁業者のデータ提供を行っている場合、漁業者自身が行うデータ提供との関係を整理する必要がある。
- 特にスマート水産業では、漁業者が自らデータ提供する場面が重要となることもあるので、データ提供の役割を踏まえた整理が必要となる。

## 4. 水産分野におけるデータ利用関係のルールの方針

### (1) 水産分野におけるデータの特徴を踏まえた利用ルール

#### ⑤ 政策的な観点を踏まえた利用ルールのあり方

- 漁場に関するデータや特定海域における漁獲量に関するデータ等、わが国の資源評価においても必要なデータも含まれ、また養殖業の生産性を向上させるために政策的に資金を投入することにより得られた創意工夫に関する情報なども含まれる。
- わが国の漁業の競争力の向上等の政策を遂行する上で、重要な内容を含むデータについて、政策的な資金が投入される等の場合には、必要に応じて提供先の制限を設けることも求められる。

## 4. 水産分野におけるデータ利用関係のルールの方針

### (2) 他のガイドラインを踏まえた水産分野における利用関係に関するルール

#### ① 経済産業省ガイドラインを踏まえてルール検討をする水産分野における利用関係

- 例えば、民間事業者間でデータ提供関係に立つ場合には、取り扱うデータが水産分野データの場合であっても、漁業関係者特有の利害がないようなケースでは、原則として一般的なルールに基づいて利用関係に関する取決めを行う。
- 民間事業者が、保有する気象データ等を漁業関係者に提供するような場合には、提供後に水産分野のデータとなりうるものの、提供前は水産分野のデータではないことから、原則として、一般的なルールに基づいて、取決めが行われる。

#### ② 農業分野ガイドラインを踏まえてルール検討をする水産分野における利用関係

- 農作物の生産に係る創意工夫などについては、水産分野においても養殖業等での漁業関係者の創意工夫と同様に保護すべきケースが想定される。
- 農業分野ガイドラインが想定する関係者保護の観点からの利用ルールについて、水産分野で適用されるケースを整理した上で、農業分野ガイドラインと同様の内容が適用される契約条項等をひな形等において示す。